

薬事法第四条第五項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件 新旧対照表

○ 薬事法第四条第五項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）（抄）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">一</p> <p>(1) { (7) (略)</p> <p>(8) { (14) (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p style="text-align: center;">一</p> <p>(1) { (7) (略)</p> <p>(8) エピナスチン</p> <p>(9) (15) (略)</p> <p>二 (略)</p>